

平成 19 年度住民税の主な改正点

① 所得割の税率構造の改正(税源移譲)

国から地方への税源移譲に伴い、住民税と所得税の税率が変更されます。

個人住民税の所得割額に係る税率

	現行(H18年度まで)		H19年度以降	
	課税所得	税率	課税所得	税率
市 民 税	200万円以下	3%	一律	6%
	200万円超 700万円以下	8%		
	700万円超	10%		
県 民 税	700万円以下	2%	一律	4%
	700万円超	3%		

※ 退職所得に係る税率も同様(市民税6% 県民税4%)に改正されます。(平成19年1月1日以降適用)

(参考)所得税の税率

	現行(H18年分まで)		H19年分以降	
	課税所得	税率	課税所得	税率
所 得 税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
			195万円超 330万円以下	10%
	330万円超 900万円以下	20%	330万円超 695万円以下	20%
			695万円超 900万円以下	23%
	900万円超 1,800万円以下	30%	900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%	

② 調整控除(人的控除額の差に対応した減額措置)

住民税と所得税では扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を

5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまいます。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、納税者の税負担が変わらないように、以下のような減額措置が講じられます。

課税所得が 200 万円以下の方	課税所得が 200 万円超の方
<p>所得税との人的控除額の差額と 個人住民税の課税所得金額の いずれか少ない額の5% (市民税3% 県民税2%)を 所得割額から減額</p>	<p>所得税との人的控除額の差額から 個人住民税の課税所得金額と 200 万円との差額を減じた額の5% (市民税3% 県民税2%)を 所得割額から減額 ただし、この額が 2,500 円未満 の場合は 2,500 円</p>

③ 分離課税に係る市民税と県民税の税率割合の改正

税源移譲後の市と県の割合に合わせるため、土地・株式等の分離課税に係る譲渡所得等に係る税率割合等が改正となります。

④ 65 歳以上の方に係る非課税措置の廃止

年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に係る非課税措置はH18年度から廃止となりました。ただし、H17年1月1日において65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、経過措置が適用されます。

年度		H18年度	H19年度	H20年度
均等割	市	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	県	300 円	600 円	1,000 円
所得割		2/3 減額	1/3 減額	減額なし

⑤ 定率減税の廃止

個人住民税では、定率減税として、H18年度は所得割額の7.5%相当額(上限2万円)、H17年度までは所得割額の15%相当額(上限4万円)を所得割額から控除していましたが、H19年度からは、この定率減税が廃止されることになりました。

H17年度まで	現行(H18年度)	H19年度～
所得割額の15%相当額 (限度額4万円)	所得割額の7.5%相当額 (限度額2万円)	廃止